

1 審議事項

地域主権改革の推進を目的とした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下、「一括法」という。）」の制定に伴い、社会福祉施設等の基準を定める各種法律が改正された。

これにより、従来、厚生労働大臣が定めていた社会福祉施設等の設備及び運営等に関する基準を、都道府県条例で定めることとされたことを受け、県条例で定める基準の内容について、御意見を伺う。

- < 経過 > 平成23年4月28日 第1次一括法成立
- 平成23年8月26日 第2次一括法成立
- 平成24年4月 1日 第1次・2次一括法施行（地方自治体の条例等が必要なもの） ※ただし、平成25年3月31日までの経過措置あり。

2 改正法律及び対象となる社会福祉施設等

根拠法	施設等の種類	根拠法	施設等の種類
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助産施設</li> <li>○乳児院</li> <li>○母子生活支援施設</li> <li>○保育所</li> <li>○児童厚生施設</li> <li>○児童養護施設</li> <li>○障害児入所施設</li> <li>○障害児通所支援事業（児童発達支援センター）</li> <li>○情緒障害児短期治療施設</li> <li>○児童自立支援施設</li> <li>○児童家庭支援センター</li> <li>○指定障害児入所施設</li> <li>○指定障害児通所支援事業</li> </ul>	生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救護施設</li> <li>○更生施設</li> <li>○医療保護施設</li> <li>○授産施設</li> <li>○宿所提供施設</li> </ul>
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養護老人ホーム</li> <li>○特別養護老人ホーム</li> </ul>	社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○婦人保護施設</li> <li>○軽費老人ホーム</li> </ul>
介護保険法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定居宅サービス等</li> <li>○指定介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○指定介護療養型医療施設</li> <li>○指定介護予防サービス等</li> </ul>	障害者自立支援法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定障害福祉サービス事業</li> <li>○指定障害者支援施設</li> <li>○障害福祉サービス事業</li> <li>○障害者支援施設</li> <li>○地域活動支援センター</li> <li>○福祉ホーム</li> </ul>

(参考) 国が示す基準の類型

類型	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	○必ず適合しなければならない基準。条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	○通常よるべき基準	○十分参照しなければならない基準。条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。
異なるものを定めることの許容程度	○法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	○法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	○法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員配置・職員数</li> <li>○居室の床面積</li> <li>○運営に関する事項のうち、利用者の適切な処遇、安全確保、秘密保持に関する事項</li> </ul>	○利用定員	○左記以外のもの

### 3 愛知県における条例基準（案）

原則として、厚生労働省令で定める基準と同一内容で条例基準を定めることとするが、以下については、本県独自の基準を設定することを検討している。

	対象施設等	項目	国の基準	県の独自基準（案）	県基準の考え方
1	保育所	居室面積	<p>【従うべき基準】 （資料1-2（1）参照）</p> <p>&lt;乳児室&gt; ⇒2歳未満児一人当たり1.65㎡以上</p> <p>&lt;ほふく室&gt; ⇒2歳未満児一人当たり3.3㎡以上</p>	<p>&lt;乳児室&gt; ⇒2歳未満児一人当たり<u>3.3㎡</u>以上</p> <p>&lt;ほふく室&gt; 国基準どおり</p>	<p>国基準の考え方は、ほふくしない子ども1人当たり1.65㎡以上、ほふくする子ども1人当たり3.3㎡以上であるが、日々変化する子どもの状態からほふくの有無を判断するのは困難。</p> <p>したがって、ほふくの有無に係らず1人あたり3.3㎡以上とする。</p> <p>また、広いスペースの確保は、子どもの発達に有意義であり、保育環境の改善に繋がるため。</p>
		職員配置 （認定こども園である保育所）	<p>【従うべき基準】 （資料1-2（1）参照）</p> <p>3歳児（短時間利用） ⇒35：1</p> <p>3歳児（長時間利用） ⇒20：1</p> <p>4歳児以上（短時間利用） ⇒35：1</p> <p>4歳児以上（長時間利用） ⇒30：1</p> <p>・短時間利用＝1日4時間程度 幼稚園と同様利用 ・長時間利用＝1日8時間程度 保育所と同様利用</p>	<p>3歳児（短時間利用） ⇒<u>30</u>：1</p> <p>3歳児（長時間利用） ⇒20：1</p> <p>4歳児以上（短時間利用） ⇒<u>30</u>：1</p> <p>4歳児以上（長時間利用） ⇒30：1</p>	<p>現行の保育所において、どの年齢においても30：1を下回る職員配置は行われておらず、短時間利用児についても、保育の質を確保する必要がある。</p> <p>（「認定こども園の認定の要件を定める条例」（平成18年12月公布）と整合性を図るもの。）</p>
2	特別養護老人ホーム 指定介護老人福祉施設	居室定員	<p>【参酌すべき標準】 （資料1-2（2）参照）</p> <p>1人 ただし、入所者へのサービス提供上、必要と認められる場合は2人とすることができる。</p>	<p>1人 ただし、<u>地域の実情に応じて必要があると認められる場合は、2人以上4人以下</u>とすることができる。</p>	<p>特別養護老人ホームのユニット化を推進するため、国基準どおり個室化を推進する。</p> <p>ただし、改築の場合等において、入居者の費用負担や入居希望者の意向等を踏まえた地域の実情等に応じて、市町村等が必要と認める場合で、入居者のプライバシー保護等の措置が講じられる場合は、柔軟な対応ができるようにする。</p>

	対象施設等	項目	国の基準	県の独自基準（案）	県基準の考え方	
3	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 指定介護老人福祉施設 指定居宅サービス等 介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 指定介護予防サービス等 軽費老人ホーム	記録の保存	<b>【参酌すべき標準】</b> （資料1-2（3）参照）	利用者のサービス提供に関する記録の保存年限⇒完結の日から <u>5年</u>	利用者のサービス向上及び報酬請求の適正を図る観点から、保存年限を延長する。	
			利用者のサービス提供に関する記録の保存年限 ⇒完結の日から2年	（介護保険施設・サービスのみ） 5年保存すべき記録に、 <u>報酬に関する記録を追加</u>	報酬の過誤請求等について、適切な対応ができるようにする。	
※ 4	指定障害児入所施設 指定障害児通所支援事業 指定障害福祉サービス事業 指定障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム	記録の保存	<b>【参酌すべき標準】</b> （資料1-2（4）参照）	利用者のサービス提供に関する記録の保存年限 ⇒完結の日から5年	5年保存すべき記録に、 <u>報酬に関する記録を追加</u>	報酬の過誤請求等について、適切な対応ができるようにする。
5	全ての施設等 （訪問系サービスを除く）	災害対策	<b>【参酌すべき基準】</b> （資料1-2（5）参照）  「非常災害（定義なし）」に関する具体的計画の策定等を義務付ける（児童福祉施設は努力義務）。	「非常災害」について、「 <u>大規模な地震や風水害等</u> 」の場合を例示する。  児童福祉施設（屋外の児童厚生施設を除く）は、 <u>具体的計画の策定と定期的な訓練の実施を努力義務から義務規定とする。</u>  非常災害に対する <u>市町村、他の社会福祉施設等との相互支援・協力体制の事前整備を努力義務とする。</u>	東海地震、東南海・南海地震の想定区域であるという本県の実情を踏まえた事前対策が必要である。	

※ 障害者（児）施設については、平成24年7月26日に開催した愛知県障害者施策審議会で意見聴取

#### 4 今後のスケジュール

平成24年8月中旬～9月中旬      パブリックコメントの実施

平成24年11月（12月）議会      条例提案

平成25年4月1日                      条例施行予定